

第2節 工業化政策下の農村と農業構造の変化

1 マレーシアの農業

本節の課題は、七〇年代に入つてからの工業化政策の下でマレーシアの小規模農業經營がどのように変化し、またどのような問題点に直面しているかを記述することにある。ブミプトラ政策(NEP)はマレーシアの社会・経済構造に広くまた深く影響を与えてきたが、農業部門においてはマレー人農民の貧困問題の解消を最優先的課題としてきた。ここでは紙幅の関係から稻作とゴム、オイル・パームの展開と問題点をできるだけ工業化政策と関連させながら浮き彫りにすることにしたい。

まず、分析に先立つて、八〇年代前半のマレーシアの農業部門を概観しておく(付表10参照)。農業部門の栽培面積は、ゴムとオイル・パーム、稻の三つを合わせると全体の八五%以上を占めている。その構成比はゴムが微減にとどまっているのに対し、稻作が三%減、オイル・パームが約六・五%増になつており、最近五年間では全体としてゴム栽培面積比は一定、稻の減少とオイル・パームの大幅増という傾向を示している。したがって、上記三つの農作物の動向を捉えることにより、現在のマレーシアの小規模農業の基本的特徴を分析、理解できると思われる。

2 岐路に立つ稻作経済

稻作政策の変遷

六〇年代の稻作政策は基本的には水田面積の増大、二期作化、単位面積当たり収量の上昇を実現することにより、自給率一〇〇%の達成を目指してきた。例えば、高収量品種の配布（IR系統の品種は六年より配布される）、肥料補助金制度（三〇%の補助）、政府買上げ粉米に対する最低価格の保証、灌漑排水路の建設による二期作化の実現、流通機構を整備し、華人商業資本を排除するために連邦農産物流通公社（FAMA）の設立、農民組合庁（FOA 六七年）の設立、稻作小作令（Padi Cultivators [Control of Rent and Security of Tenure] Ordinance 1955, 六七年に改正）等の政策ないし計画をあげる」がである。七〇年代の稻作政策は基本的に六〇年代の政策をほぼそのまま踏襲したが、稻作農家の貧困世帯の解消が中心課題として設定された点が大きく異なる。米の自給率は八〇～九〇%に引き下げられ、二期作化が進展したことにより、米生産高に関する目標は一時的に達成される。しかし、貧困世帯の占める比率は七〇年の八八%から八〇年の五五%に減少したが、なお稻作農家の半数を超えていた。これは結局、(1)農家の経済規模の零細性、(2)単位面積収量の停滞に原因があつたといえる。政府はこうした点を考慮して、八〇年以降、稻作補助金制度の大幅改善によって貧困世帯解消の方向に政策を転換している。しかし、八〇年以降はこうした総合的な稻作政策にもかかわらず、生産、流通、米価等の側面においてさまざまな問題が顕在化し、稻作は岐路に立たされているといえよう。

栽培技術の変化——直播栽培の進展

八〇年代稻作の諸変化のうち、最も重要な変化は栽培技術の変化であろう。これまでマレー・シアの水田稻作は一般に湛水田における田植栽培が支配的であった。しかし、この労働集約的な作業は農村の労働力不足から直播技術への移行を余儀なくされたのである。つまり、この移行は七〇年代後半から八〇年代初めにかけて、スランゴール州のタンジョン・カラーン地域の華人農家の間でまず起きた。⁽¹⁾ 労働力不足と労賃の高騰化が田植労働の省力化を促し、機械直播技術の体系化を促進させていつたのである。

直播技術への移行は、クダードー州のムダ地域(Muda Area)でもマレー人農民によつて八〇年代初め工夫され、しだいに技術も体系化されてきた。クダードー州の直播技術は、収穫時の落穂が雨期灌漑水の到来の遅れによつて田植期に発芽するのを偶然に見た農民たちが、自然発生的に直播技術へと進展させたものであり、タンジョン・カラーン地域とは異なる。ムダ地域では現在、手直播または肥料撒布機を利用した直播技術が広くみられ、その普及率は八七年でムダ地域の総稻作面積一〇万ヘクタールの九五%以上にも達している。⁽²⁾ その結果、撒布機直播技術は機械直播よりコスト面で安価なため、タンジョン・カラーン地域の農民も、いまでは撒布機直播技術に移行してしまつたといわれる。またマレー・シア第二の穀倉地帯であるクランタン州のケムブ地域(Kemubu Area)でも直播栽培技術が浸透してきている。

直播栽培技術の狙いは上述のとく、苗代、田植労働の省力化にあるが、面積当たりの生産性もそれ

ほど低下しない点に、この技術が拡がっていく第二の理由があろう。直播栽培技術はその他の稻作地域にも波及する傾向がみえ、労働集約的な伝統的田植栽培技術にとつて代わり、マレーシアの稻作地域全体に拡がりつつあるといえる。しかし、こうした稻作部門における労働力不足は基本的には都市の工業化の進展と雇用政策におけるブミプトラ優先政策が農村の労働力を押し出し、吸収する大きな要因となっていることを忘れてはならないであろう。

耕作放棄田の増大

現在のマレーシアの稻作經濟においては、直播技術への移行とともに次の三つの問題点に注意を払う必要がある。第一は耕作放棄田(tanah terbiar)の増大、第二は、自給率の低下と密輸米の増加、第三は、米価と流通機構全体がうまく機能しなくなっている点である。

以下、この三点のうち工業化政策と特に関係のある第一の点について述べることにする。八〇年以

表VI-9 稲作に関する基礎統計
(半島部マレーシア)

	総栽培面積 (1,000ha)	総生産量 (精米1,000t)	自給率 (%)
1970	533.2	929	78
1971	552.4	1,005	87
1972	573.9	1,018	91
1973	591.4	1,123	88
1974	597.7	1,182	85
1975	595.6	1,116	95
1976	580.4	1,136	91
1977	567.3	1,060	87
1978	445.8	799	74
1979	562.2	1,170	92
1980	530.1	1,145	98
1981	523.0	1,137	90
1982	493.1	1,038	82
1983	473.4	961	87
1984	436.5	847	77
1985	465.5	1,093	84
1986	431.9	1,065	83

(出所) Tan Siew Hoey, *Malaysia's Rice Policy : A Critical Analysis*, Institute of Strategic and International Studies (ISIS), Kuala Lumpur, 1987, p.25, Table 4, p.26, Table 5, p.29, Table 10より作成。

表VI-10 州別耕作放棄田面積
(1980~87年)

州名	1980			1986	1987年9月再開発田面積(ha)
	総水田作付面積(ha)	耕作放棄田面積(ha)	放棄田農家数(戸)	耕作放棄田面積(ha)	
ブルリス	26,560	1,880	1,757	1,580	1,670
クダ一	124,593	4,646	6,215	7,338	3,201
ペナシ	18,200	6,473	11,402	4,017	3,922
ペラ	50,949	11,771	15,395	13,132	6,631
スランゴール	20,663	1,720	2,110	1,720	585
ヌグリ・スンビラン	14,754	14,426	19,337	10,450	3,247
マラッカ	11,498	6,584	4,275	6,584	2,738
ジョホール	4,239	2,563	1,620	2,898	1,334
パハーン	17,990	11,621	11,177	22,028	977
トレングガヌ	29,137	17,130	25,331	19,494	2,509
クランタン	84,429	82,049	121,000	36,012	6,202
合計	403,012	160,863	219,619	125,253	33,016

(出所) 農業省 (Ministry of Agriculture) 耕作放棄田担当官より 1988年9月19日に筆者が入手した資料より作成。

栽培面積のこうした急激な減少の原因としては次の三つが考えられる。まず第一は、灌漑排水路建設の技術的欠陥(これは特にクランタン州クムブ地域にみられる)である。末端灌漑排水路の建設の際、排水機能がうまく調整できず、クムブ地域の広大な圃場は深水の湛水田と化し、耕作不能になってしまった。第二は、都市の非農業部門へ出稼ぎに出る若年労働者の増加が労働力不足を引き起こし、耕作を放棄せざるをえなくなつた。第三は周期的な稻の病虫害、洪水の発生である。

地域的に原因は異なるが、第一の要因はクムブ地域に限定されており、第三は短期的な減少要因と考えられる。したがつて、栽培面積の減少傾向の長期

化は、二番目の出稼ぎによる労働力不足が大きな原因とみてよいであろう。ブミップトラ政策はマレー人の経済水準を高めるため、都市に出て来たマレー人に対しても政府部門、工業部門において優先的に雇用機会を与えてきた。その結果、稻作地域から多くの若年労働力が都市に向かつて流出し、全般的な労働力不足が稻作農村に拡がつたのである。⁽³⁾ 労働力不足は栽培面積の減少、耕作放棄田の増大へと連動していったと考えられる。では、現在どのくらいの耕作放棄田がみられるであろうか。

表VI-10から八六年時点において、耕作放棄田の多くがパハン、トレングヌ、クランタンの三州、つまり東海岸側の稻作地域と西海岸のペラ州クリアン地域(Krian)に集中していることがわかる。クランタン州の耕作放棄田はシンガポールへの出稼ぎを多量に生み出し、他州の稻作農家の流出がクアラルンプールをはじめとする国内の都市に集中しているのとは異なる点に注意する必要がある。⁽⁴⁾

クダ一州ではこうした耕作放棄田があまり目立たないのはいくつかの要因がある。クダ一州でも若者の村外流出から労働力不足がみられるが、小規模経営の農家は大規模農家に小作に出し、農外に就業して兼業化に進む例が多くみられる。大規模経営者はマレー人農家より、華人農家に多くみられ、機械化と資金力を利用して商品化を目的とした大規模経営者が積極的に耕作放棄予備田をとり込むため、耕作放棄田が比較的少ないのでないかと推測される。

しかし、全体として耕作放棄田問題は深刻であり、国民所得形成の点からも大きな損失であるが、この現象は最終的には工業化と都市化の進展による労働力吸引と強く連動しているのである。マレーシアがアセアン諸国と異なるのは、農村地域における過剰若年層が押し出されて都市へ流出しても、彼らが工業部門において低賃金労働者の供給源を必ずしも形成しないことである。逆に工業化と雇用

におけるブミプトラ優先政策が農村の貧困層に対するブル要因として強く作用していることに特徴があるといえよう。

3 ゴム、オイル・パーム栽培と小農保護政策

小農保護機関の位置づけ

独立以前、マレーシアの小農は米作とゴム樹の再植を除き政府の保護政策は実施されず、自力開拓に依存するところが多かった。しかし五六年に連邦土地開発庁(FELDA)が発足して以来、ゴム産業小農開発庁(RISDA)が七三年に、また連邦土地統合・再開発庁(FELCRA)が六六年に設立されている。現在のマレーシアのゴムとオイル・パーム小農の問題点を理解するにはこの三機関が遂行する諸政策の変遷と現行計画内容を説明する必要がある。

表VI-11は七五年、八〇年、八四年の各年におけるエステート、小農別にゴム栽培面積をみたものである。小農はFELDA、FELCRA、RISDAおよびその他の四つに分類されている。この表からわかることは、小農のゴム栽培面積が増加しているのに対し、民間エステートの栽培面積の比率がしだいに低下し、面積それ自体も減少している顕著な事実である。それも保護政策の実施機関であるFELDA、FELCRAとRISDAの三機関の占める面積の比率が急増しているのが著しい特徴である。マレーシアの小農は一般に上記各機関により土地所有権が制限され、管理・監督された経営方

表VI-11 マレーシアにおけるエステート・
小農部門のゴム栽培面積

(単位: 1,000ha)

	1975		1980		1984	
	面積	%	面積	%	面積	%
民間エステート部門	563.3	33.3	491.6	29.0	443.6	26.3
小農部門	1,131.6	66.7	1,205.7	71.0	1,241.0	73.7
FELDA	105.1	6.2	168.9	9.9	187.5	11.1
FELCRA	26.1	1.6	41.8	2.5	56.8	3.3
RISDA	554.0	32.7	605.0	35.6	653.3	38.7
その他	446.4	26.3	390.0	23.0	343.4	20.6
合計	1,694.9	100.0	1,697.3	100.0	1,684.6	100.0

(出所) Department of Statistics, Malaysia, *Rubber Statistical Handbook*, 1984, p.39.

表VI-12 生産組織別にみたマレーシアの
ゴム小農栽培面積

(単位: 1,000ha)

生産組織	栽培面積		変化(%)
	1960	1980	
エステート	782.9	491.6	-37.2
伝統小農	753.8	805.9	+6.9
組織小農	11.8	399.8	+3,388.0
合計	1,548.5	1,697.3	+9.6

(注) 引用文献ではFELDA以外にどの政府機関計画地の農民が組織小農として分類されているかは、必ずしも明らかでない。

(出所) Lim Sow Lin, "Marketing Malaysian Rubber: An Approach by Sector," Rubber Research Institute of Malaysia, Malaysia Proceeding of the International Rubber Marketing Conference, Kuala Lumpur, 1983, p.348.

式に従ういわゆる「組織小農(organized farmer)」と、自由な市場原理のもと自らの責任で経営に従事する「伝統小農(traditional farmer)」とに分類できる(表VI-12)。

この表からわかるように、ゴムの組織小農は六〇年と八〇年を比較すると、面積にして約四〇倍近く増加しているのがわかる。組織小農は注記のようにFELDAの入植農民以外にどの機関の管轄下の農民が包括されているのか、必ずしも明確でないが、FELCRAの大部分とRISDAの一部のゴム小農がこの組織小農として分類されていえると考えられる。

次にオイル・パーム小農の場合をみてみよう(表VI-13)。この表のなかでは、民間エステートと同様の経営方式を採用して

表VI-13 民間エステート・政府機関・個人小農別オイル・パーム小農の栽培面積
(半島部マレーシア)

生産組織・政府機関別分類	1980 (%)	1984 (%)	1985 (%)
民間エステート	494,461(53.5)	613,965(51.3)	644,522(50.0)
政府機関	351,045(38.0)	430,028(36.0)	475,210(36.7)
FELDA	306,593(33.2)	375,159(31.4)	397,722(30.8)
FELCRA	20,311(2.2)	29,329(2.5)	49,814(3.8)
RISDA/ESPEK	24,141(2.6)	25,540(2.1)	27,674(2.1)
州計画地	35,898(3.9)	54,942(4.6)	60,370(4.7)
小農園	42,625(4.6)	97,065(8.1)	111,806(8.6)
合 計	924,029(100.0)	1,196,000(100.0)	1,291,908(100.0)

(出所) Palm Oil Registration and Licensing Authority, Malaysia, *Palm Oil Statistical Handbook, Supplement*, Kuala Lumpur, 1985, pp.2, 3, ただし、1980年度の数字は、表VI-11と同じ、1980, p.5より。

いるRISDA/ESPEK(Estate Pekebun Kecil)と州計画地の大部分を除いたFELDAとFELCRAの計画地が組織小農の栽培面積に照應すると考えられる。オイル・パーム栽培面積は八〇年から八五年にかけて半島部ではエステート部門が一・三〇倍の増加、組織小農と伝統小農栽培面積は約一・五一倍、RISDA/ESPEKと州計画地の公企業栽培面積が約一・四七倍となつている。またオイル・パーム総栽培面積に占める組織小農の占める割合は、八〇年の三五・四%から八五年の三四・六%と若干減少しているが、伝統小農の栽培面積は四・六%から八・六%と大幅に増加している。しかし、この伝統小農の数値にはRISDAによるミニ・エステートの面積が含まれている。⁽⁵⁾

全体的に、八五年以降のゴムとオイル・パーム栽培においては組織小農の重要性がますます増加し、それぞれの小農による栽培面積の三五%以上に達していると推測される。ではこうした重要性をもつ組織小農を構成するFELDA、RISDAとFELCRAでは、その経営方式と計画地への入植者または参加者との関係は、伝統小農と比較してどう異なるのであろうか。ここで最も重要な位置を占めているFELDAの組織小農の果たした

役割とその特徴について述べることにする。

FELDAの役割と新展開

FELDA設立時の目的は当時の農村に多量に存在した土地なし農民、または一～二エーカーの零細農を開拓地に入植させ、一〇～一二エーカーの自作農を創設して高い所得水準を実現すると同時に、貧困を除去し共産勢力の農民地域への浸透を阻止する」とにあつたといえる。⁽⁶⁾ こうした目的をもつたFELDAの発展は大きく二期に分けることができる。

第一期は五六～六〇年までの時期で、この時期のFELDAの機能は中央に設立された機関として、各州に設立された州開発公社(State Development Corporation)が立案した土地開発計画の実施に必要な開発資金を融資する貸付機関としてのそれに限定されていた。しかし、この第一期はあまりにも入植者の自力開拓に依存したため、入植開発事業は成功しなかつたといわれている。

第二期はこうした事態を反省し、FELDAが貸付機関から国家・農村開発省(Ministry of National and Rural Development)傘下の組織として改組され、入植計画実施機関として誕生した六一年から、ゴム、オイル・パームの栽培だけでなく加工、流通まで行なうようになる七一年までをいう。この時期にはしだいにその事業を拡大し、マレーシアの農民に最も影響を与える機関として評価されるまでに成長した。

第三期(七一年以降)はFELDAがゴム、オイル・パームの栽培だけでなく、生産物の運搬、加工、精製、販売、貯蔵、貿易等のアグロ・インダストリーの活動を開始した時期である。ここでは

第二期以降のFELDAの活動についてその成果を統計的に示し、マレーシア農民と農業に対する影響力を大きさをみるとする。

表VI-14は各州にみた入植計画地数、作物別開発面積と入植家族数である。入植面積についてみると、パハン州が最も大きく、次いでジョホール、ヌグリ・スンビラン州となっている。ヌグリ・スンビラン州は州面積がペラ、スランゴール両州より小さいことからいえば、FELDAによる開発比率が他州と比較してきわめて高いといえる。また作物別にみるとオイル・パームが七〇%近くに達し、ゴムを凌駕しているが、これは七〇年代に入つてからで、それ以前はゴム栽培面積のほうが多い。

次に、こうしたFELDAの開発によつて入植家族数はどのくらいに達しているかをみると、八四年現在で入植家族数は約八万八〇〇〇戸となつていて。しかし、この数字は入植が完了した計画地数二八九の家族数であり、まだ入植が完了していない計画地数一三三を入れて計算すれば、入植家族数は一〇万以上に達すると推測される。事実、八七年のFELDA年報によると、総入植家族数は一〇万六五一〇戸に達している。州別にみると最も多く入植しているパハン州は全体の四〇・五%が入植しているが、これは開発面積の比率に照応する。

次に入植家族の所得水準についてみると(表VI-15)。所得水準はゴムとオイル・パームの国際市場価格の変動の影響を受け年々著しく変動する。八五〇八年にかけてはFELDAが入植者に保障する最低所得水準に達せず、一時FELDAが所得を補填した時期があつたが、現在は価格が平常にもどり、かなり高い所得水準を得ている。表からわかるように、ゴムよりオイル・パームのほうが高い所得を入植者は享受しているが、八三年で一ヶ月平均して七六五リンギット、八四年では一二三一リンギッ

FELDA計画の州別、作物別入植開発面積 (1987年現在)

(单位: ha, 戶)

開発面積		その他 1) ム (エーカー)	合計 (%)	入植済み 計画数	入植 家族数 2) (%)
オイル・パーク (エーカー)	ゴ ム (エーカー)				
225,450	50,608	8,416	284,474(39.8)	109	35,586(40.5)
108,908	28,203	3,480	140,591(19.7)	65	20,507(23.3)
23,307	68,588		91,895(12.8)	48	13,587(15.4)
35,717	5,660		41,377(5.8)	20	5,554(6.3)
29,188	2,499		31,687(4.5)	16	1,725(2.0)
19,041	12,324		31,365(4.4)	10	4,161(4.6)
283	12,463	1,123	13,869(1.9)	7	2,689(3.1)
9,010	3,483		12,493(1.7)	47	2,097(2.4)
—	1,985		5,980(0.8)	5	712(0.8)
119	4,746	3,995	4,865(0.7)	3	1,328(1.5)
46,882	—	9,133	56,015(7.8)	3	—
594	—	—	594(0.1)	—	—
498,499	190,559	26,147	715,205(100.0)	333	87,946(100.0)
(69.7)	(26.7)	(3.6)	(100.0)		

きビの3作物- 2) ただし、1984年次。

87, p.10, Table 6, p.12, Table 9より作成。ただし、入植家族者数は、FELDA, *Annual*

表VI-15 入植家族の平均所得水準*

(単位: リンギット)

	ゴム	オイル・パーム
1983	484	765
1984	505	1,231
1985	421	886
1986	405	376
1987	530	522

(注) *FELDA入植者に与えられる栽培面積は計画地により8~14エーカーの差があり、またゴムとオイル・パーム栽培がミックスされている場合もある。最も標準的な栽培面積は、ゴム・オイル・パームとともに各入植者10エーカーである。

(出所) FELDA, *Annual Report*, 各年度より。

表VI-14

州名	計画数
パルバーンラースカバク	164
ホーランヌンラールスカバク	80
ヌンビランヌンラールスカバク	51
グリ・スンダゴリツ	26
トクペクスブルラ	22
ヌグリ・レーラ	17
マサササ	11
合計 (%)	7
	3
	5
	35
	1
	422

(注) 1) ココア、コーヒー、砂糖
 (出所) FELDA, *Annual Report 19 Report 1984* より採った。

の入植者の移動を中央政府の要請により受け入れているからである。パハン州に次いでスランゴール、ヌグリ・スンビラン州の他州入植者の吸収が高くなっている。

次いで七七～八三年間の統計をみると、州間移動率が前の五七～七六年に比較して著しく低いのが目立つ。他州からの入植者を受け入れていない州が五つにも達しているが、パハン州、ヌグリ・スンビラン州のいずれも同州からの移動入植者の率が二倍以上にも達している。フロンティアの減少とともに他州から入植者を受け入れる余裕がなくなつてきていることを反映していると思われる。

これまでみてきたように、FELDAの果たした役割は、(1)ゴム、オイル・パーム栽培面積の増大、(2)所得水準の高い新しいタイプの農民の創出、さらに、(3)農村—農村間の労働力移動の三つにまとめることができよう。表VI-16、17は入植者の州間・州内移動に関する数量的な把握にすぎないが、工業化政策との関連では大きな意味をもつていて、つまり、FELDAによる大量の農村—農村間人口移動

LDAは村落の過剰人口を吸収する入植計画であるが、その実態を全国的にみた場合、どうなつてているであろうか(表VI-17)。五七～七年までの数字をみると州間移動家族数が三二%に達するが、その七〇%近くがパハン州の入植地の吸収によるものである。これは半島部で最も人口稠密度が低いパハン州が、他州から

表VI-16 FELDAによる州間、州内人口移動統計
(1957~76年)

州名	総入植家族数(戸)	州内移動家族数(戸)	州間移動家族数(戸)	
			%	%
ジョホール	8,783	8,384	95.5	399
クダ一	1,506	1,451	96.3	55
マラッカ	1,084	982	90.6	102
ヌグリ・スンビラン	4,591	3,627	79.0	962
パハン	13,380	4,428	33.1	8,952
ペラ	2,441	2,210	90.5	231
スランゴール	1,774	1,368	77.1	406
トレングガヌ	1,830	1,625	88.8	205
合計	35,389	24,075	68.0	11,312
				32.0

(出所) FELDA, *Settlers Census 1976* およびFELDAよりの情報(1978年)。

表VI-17 FELDAによる州間、州内人口移動統計
(1977~83年)

州名	総入植家族数(戸)	州内移動家族数(戸)	州間移動家族数(戸)	
			%	%
ジョホール	10,837	10,811	99.8	26
クダ一	687	687	100.0	0
クランタン	748	748	100.0	0
マラッカ	241	205	58.0	36
ヌグリ・スンビラン	8,006	7,294	91.1	712
パハン	18,503	12,883	69.6	5,620
ペラ	456	456	100.0	0
ブルリス	454	454	100.0	0
スランゴール	315	315	100.0	0
トレングガヌ	2,800	2,792	99.7	8
合計	43,047	36,645	85.1	6,402
				14.9

(出所) Zaabah Hj. Mohamad and Addnan Din, "Internal Migration and the FELDA Experience," *Land Development Digest*, Vol.6, No.2, 1984, Institute of Land Development, FELDA, p.32より引用。

がもし実施されなかつたならば、工業化の進展も十分に潜在失業者を雇用吸収することができず、都市には多数の失業者が堆積されることになつたであろう。その意味では FELDA の農村—農村間人口移動はマレー・シアの工業化を農村内の潜在失業者または偽装失業者を吸収することにより工業部門の肩代わりをし、スムーズに展開させた役割を果たしてきたといえる。

FELDA 入植者と土地所有権

最後に FELDA 入植者の土地所有権についての変遷について述べることにする。

FELDA は当初、入植者には一定のゴム園と屋敷地を与え、将来、開発費が返済された時、土地所有権を与える契約をし、FELDA 当局の経営・管理の側面はきわめて弱かつた。しかし、入植者に保障された土地所有権は慣習法またはイスラム法的な均分相続が認められなかつたため、伝統的小農が享有する土地所有権、相続権とはまったく異なるものであつた。つまり入植者たちは子供たちのうちに一人に相続させる一子相続制をとることが要求される。また土地の売買も州政府や FELDA の許可なくして行なうことができない。入植者は入植時に FELDA の要求するこうした土地所有権とその相続に関する契約内容を拒否することは彼らの立場からできないのはいうまでもない。

しかし、さらに七五年に FELDA がオイル・パーク入植地にブロック・システム(block system)が導入されると同時に、⁽⁷⁾ 入植者の私的 土地所有権は否定されることになり、協同組合による土地所有(Hak Milik Tanah Koperasi)しか認められないことになつた。また同時にブロック・システム計画地では、入植者に対する FELDA の管理制度が作業過程において強く機能する経営方式と、入植者間に平等主

義的な所得分配が行なわれる国家主導型の公営農場的色彩がきわめて強くなつた。

さらにFELDAは八五年に利益分有方式(sharing system)を導入した。このFELDAの利益分有方式はFELCRAのそれを模倣したものであるが、入植者への管理・統制はよりいつそう強くなり、民間エステート型の経営方式にさらに一步近づいたといえる。いまFELDAの利益分有方式の特徴を列記してみよう。

(1) 各計画地は会社法(Companies Act)に基づいて登録される。

(2) 入植者(settler)は参加者(participant)と呼ばれるようになり、与えられた作業区に対し一エーカー当たり一株を一〇株保有することができる。個人的土地所有は屋敷地を除きいつさい認めない。

(3) 参加者は賃金+配当+ボーナスが支払われる。

(4) FELDAの計画は一つの事業体となり独立採算制をとる。

以上のように利益分有方式が導入された結果、FELDA計画は土地所有形態からみると個人的土地所有、協同組合土地所有、FELDA所有方式の三つの形態が同時に存在することになった。いまこの三つの土地所有方式によつてFELDAの計画地を分類すると表VI-18のようになる。この表では計画地ごとの個人所有方式と協同組合所有方式の区別は必ずしも明らかでないが、一三六のオイル・パーム入植地は全部協同組合所有方式計画地であり、ゴム入植地は約一〇の入植地を除き個人所有方式となつてゐる。したがつて、全体としては個人所有方式が約九〇(二一・三%)、協同組合所有方式一四七(三四・八%)、FELDA所有方式一八五(四三・八%)となつてゐる。

しかしながら、こうした個人所有→協同組合所有(ロック・システム)→FELDA所有(利益分有方

第VI章 工業化と社会構造変化

表VI-18 作物別、計画方式よりみたFELDAの計画地数、入植家族数および栽培面積
(1987年現在)

(単位:戸、ha)

作 物	計 画 方 式		合 計 (%)
	個人所有方式 または 協同所有方式	利益分有方式 (FELDA所有方式)	
オイル・パーム			
計画地数	136	142	278
入植家族数	60,643	4,632	65,275
栽培面積	290,992	207,507	498,499 (69.7)
ゴム			
計画地数	100	28	128
入植家族数	38,284	2,444	40,728
栽培面積	139,734	50,825	190,559 (26.6)
カカオ			
計画地数	1	13	14
入植家族数	—	447	447
栽培面積	187	20,091	20,278 (2.8)
砂糖キビ			
計画地数	—	2	2
入植家族数	—	447	447
栽培面積	—	5,118	5,118 (0.7)
ココナツ			
栽培面積	—	751	751 (0.1)
合 計			
計画地数	237	185	422
入植家族数	—	—	—
栽培面積	—	—	715,205 (100.0)

(出所) FELDA, *Annual Report, 1987*, Table 5, Table 8 より作成。

式)への変化は、八九年にイスラム原理運動(dakwah movement)によって入植者の土地に対する私的所有権の欲求が強く広がり、政治問題化することを恐れた政府は既存の入植地すべてをゴム入植地と同種の私的土地位に編入した。これまで入植していなかった新しい計画地はすべて民営化するという方針を打ち出した。この結果、FELDAは九〇年より二つのタイプの入植地に再編されることになった。

つまり、制限つきの私的所有地を認められる入植地と、農場労働者化した入植者が働く民営入植地である。

FELDAのブロック・システムや利益分有方式等の導入、採用は、小農の土地所有と經營の主体性を制限し、入植者や小農は実質的に“労働者化”されることにより、エステート型の經營方式が浸透はじめ、入植小農の經營の主体性はその土地所有において大きな質的変化が目立つようになつた。

八四年に発表された国家農業政策大綱（NAP）は、これらゴムやオイル・パーム、さらに稻作においても、エステート方式または集団經營方式の導入が望ましいと述べている。このNAPはゴムやオイル・パーム小農については、これまで実施してきた政府機関の小農を管理する經營方式を追認したにすぎないが、マレーシアの農業政策の基本方向は、こうした国家主導型の国営型農場とその民営化を増大していくことにあるといえよう。

FELDAのゴム、オイル・パーム部門の構造変化はかつての自作農入植者を国営農場の“農業労働者”化して質的に変化させることにより工業部門と同じような農村過剰人口吸収の機能を果たしているのである。

全体としてブミップトラ政策下の工業部門と農業部門との相互依存関係を労働力移動、雇用効果、賃金水準の側面からみると次のように言えよう。

稻作部門では労働力不足が生じているが、都市のスラム化はマレーシアでは他のアセアン諸国と比較すれば、その深刻度ははるかに低いであろう。そのことは工業化部門の発展にとって、雇用と賃金水準が被雇用者側に有利に作用しているのであろう。FELDAの国営農場化も基本的に同様の効果を

工業部門に及ぼしていると判断してよからう。

注(1) タンジョン・カラーン地域における機械直播については、堀井健三「マレーシアにおける稻作直播技術——タンジョン・カラーン地域の調査事例」(滝川勉編『東南アジアの農業技術変革と農村社会』、アジア経済研究所、一九八七年)を参照。

(2) ムダ地域農業開発公社(MADA)の調査部長ジャガシーサン氏(Mr. Jagatheesan)は一九八八年八月の筆者の聞き取り調査で、最近のクダーフ稻作農業の著しい変化について説明することでの事実に言及した。

(3) 藤本彰三「農業政策大綱と稻作農業の再編」(堀井健三・萩原宣之編『現代マレーシアの社会・経済変容——ブリブトラ政策の十八年』、アジア経済研究所、一九八八年)において耕作放棄田が増大する背景について詳しい説明がある。

(4) クランタン州の耕作放棄田とシンガポール出稼ぎの関係については、堀井健三「一九七〇～八〇年代マレーシアにおける稻作農業の展開と村落社会」(第三世界農業研究会『第三世界の農業変貌』、勁草書房、一九八四年)を参考。

(5) RISDAのミニ・エステート計画に組み込まれた小農は、実態から判断すれば組織小農に分類されるべきである。ミニ・エステート計画の実態については、堀井健三「オイル・パーク小農の村落経済構造——ミニ・エステートの事例調査」(梅原弘光編『東南アジア農業の商業化』、アジア経済研究所、一九八九年)を参照。

(6) FELDAの歴史についての記述は、堀井健三「マレーシアの農業政策——土地開発入植政策を中心に」(『農業構造問題研究』第一一三号、一九七七年四月)を参照。

(7) ブロック・システムについての詳しい分析は、堀井健三「FELDA(マレーシア)オイル・パーク入植地における栽培組織と所得配分——ブロック・システムの実態調査事例」(『アジア経済』第二四卷第八号、一九八三年八月)を参照。